株主各位

神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号株式会社日本動物高度医療センター 代表取締役社長 平 尾 秀 博

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト (アドレス https://www.jarmec.co.jp) (上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「会社概要」「IR情報」「第18期定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所 (東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本 動物高度医療センター」または「コード」に当社証券コード「6039」を入力・検 索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある 「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、<u>本総会の決議事項は、その決議に定足数を必要としております。</u>当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、<u>2023年6月21日(水曜日)午後5時30分までに</u>議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月22日 (木曜日) 午前10時30分

2. 場 所 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号 かながわサイエンスパーク 西棟3階 KSPホール

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第18期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委 員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第18期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.jarmec.co.jp)及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください ますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議 案に対する賛否をご入力くだ さい。

行使期限

2023年6月21日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月21日(水曜日) 午後5時30分到着分まで



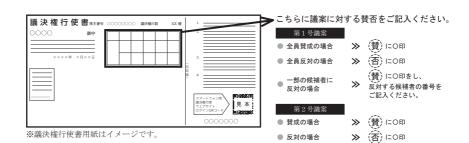
株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2023年6月22日(木曜日) 午前10時30分(受付開始:午前10時)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



- ・書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット及び書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権 行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権 行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをス マートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。 ※Oppールドと車座等が用っているサイト。PC向けせくト

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ 遷移できます。 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.tosyodai54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

東京証券代行株式会社

*電話: 0120-88-0768 (フリーダイヤル) 受付時間 午前9時~午後9時

事 業 報 告

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、一進一退の動きとなりました。鉱工業生産は、供給制約や海外経済減速に伴う輸出の低迷を受けて弱い動きとなりました。設備投資は、高水準の企業収益を背景に底堅く推移しました。個人消費は、外食・宿泊・娯楽などの対面型サービスを中心に持ち直しの動きが見られました。また、消費者物価(生鮮食品を除く総合)は、エネルギー価格の高止まりが続く中、食料(生鮮食品を除く)を中心に原材料コストを価格転嫁する動きが広がったことから、2023年1月には前年比4.2%と約40年ぶりの高い伸びとなりました。

当社グループが属する動物医療業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でペットとの生活に癒しを求める動きが強まり、これまで減少傾向にあった犬猫飼育頭数は2021年に微増となりました。2022年には微減となりましたが、犬猫の高齢化に伴い、疾病が多様化する中で飼い主の動物医療に対する多様化・高度化要請は高まってきております。

このような環境の中、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に 取り組みつつ、日頃の診療活動を通じた一次診療施設とのコミュニケーション強化 を継続するとともに、対面での開催が再開された学会における活動を積極的に行う ことにより、動物医療業界における信頼の獲得、認知度の向上と、それに伴う紹介 症例数の増加に努めてまいりました。全体として初診数(新規に受け入れた症例 数)は7,620件(前連結会計年度比5.4%増)、総診療数(初診数と再診数の合計) は28,161件(前連結会計年度比0.5%減)、手術数は2,265件(前連結会計年度比 9.8%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,872,994千円(前連結会計年度比30.0%増)、営業利益580,548千円(前連結会計年度比32.2%増)、経常利益534,085千円(前連結会計年度比21.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益380,664千円(前連結会計年度比32.7%増)と増収増益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は966,587千円であります。その主なものは、大阪病院の建設工事によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金625,300千円の調達を行いました。また、第三者割当増資により811,200千円の調達を行いました。

④ 重要な企業再編等の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

	区	5)	第 15 期 (2020年3月期)	第 16 期 (2021年3月期)	第 17 期 (2022年3月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売	上	高	(千円)	2, 734, 051	2, 847, 833	2, 979, 011	3, 872, 994
経	常利	益	(千円)	450, 969	410, 963	438, 507	534, 085
	社株主に帰 当 期 純	掃属す 利 益	(千円)	312, 818	285, 190	286, 939	380, 664
1 株	当たり当期を	純利益	(円)	128. 79	120. 73	120. 95	156. 33
総	資	産	(千円)	5, 928, 743	5, 844, 116	7, 107, 598	8, 578, 896
純	資	産	(千円)	2, 133, 897	2, 336, 188	2, 509, 923	3, 706, 038
1 株	当たり純資	産額	(円)	879. 93	981. 33	1, 078. 80	1, 354. 99

(注) 第18期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第17期に 係る数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社キャミック			120,000千円			100.0%	動物の高度検診センター事業 の運営
テルコム株式会社				91, 74	0千円	100.0%	動物健康管理用酸素濃縮器及 びケージの貸与・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、動物の二次診療施設として顧客のニーズに応えることで社会に貢献できるよう、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

① 人材の確保と育成

当社グループの継続的な発展に必要となる優秀な人材を確保するため、積極的な 採用活動を行い、給与・賞与水準の向上、福利厚生の充実等、待遇面の改善を通じ て定着を図るとともに、技術面のみならず、人物面・サービス面についての研修を 充実させる等の人材育成に、最優先に取り組んでまいります。

② 質の高い動物医療サービスの提供

「高度医療」を実践する施設として、診療技術の向上、設備の充実を図ることにより、より高品質な動物医療を提供できるように努め、顧客に必要とされる診療領域にサービス範囲を拡大してまいります。

また、診療受入れの迅速化や、ホスピタリティの向上など、「サービス業」としての品質を向上させることで顧客満足度を高めてまいります。

③ 二次診療施設の展開

できる限り多くの顧客にサービスを提供するために、二次診療施設を全国主要都市に展開してまいります。2023年6月に開院した大阪病院に続く施設の開院に向けて準備を行ってまいります。

④ 動物医療への貢献

新型コロナウイルス感染症の再拡大に注意しつつ、日頃の診療活動を通じた一次 診療施設とのコミュニケーション強化を継続してまいります。また対面での開催が 再開された学会における活動及び地域の獣医師会等と協力したセミナーの開催を積 極的に行うとともに、診療・非診療分野における大学や研究施設等との共同研究に 参画し、動物医療の発展に貢献してまいります。

⑤ 事業領域の拡大

2022年3月に子会社化いたしましたテルコム株式会社につきましては、従来どおり飼い主や一次診療施設へのサービス提供に努めつつ、当社グループ各社との協力体制構築による経営効率改善等により、収益性を高めてまいります。

今後も飼い主や一次診療施設の利便性を高めるシステムやサービスの開発・販売を進めつつ、事業領域拡大のためM&Aを積極的に活用し、動物医療業界における総合的企業として成長を図る方針であります。

これらの取り組みにより、次期の業績は、売上高4,140百万円、営業利益555百万円、経常利益565百万円、親会社株主に帰属する当期純利益385百万円を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

事業区分	事 業 内 容
二次診療サービス (当社)	高度な医療機器を使用して行う、診察、検査、投薬、手術等 の診療サービス
画像診断サービス (株式会社キャミック)	高度な医療機器を使用して行う、画像の撮影・読影・診断等 のサービス
健康管理機器 レンタル・販売サービス (テルコム株式会社)	動物健康管理用酸素濃縮器及びケージの貸与・販売
そ の 他	上記以外の、一次診療施設、研究機関、飼い主等を対象とし た物品販売、サービス提供等

(6) 主要な営業所(2023年3月31日現在)

① 当社

本社兼川崎本院	神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号
名 古 屋 病 院	愛知県名古屋市天白区鴻の巣一丁目602番
東京病院	東京都足立区一ツ家三丁目1番7号

② 株式会社キャミック (子会社)

本社	神奈川県川崎市高津区久本三丁目5番7号
キャミック城南	東京都世田谷区深沢八丁目19番12号
キャミックひがし東京	東京都江戸川区東葛西五丁目32番5号
キャミック城北	埼玉県さいたま市南区鹿手袋二丁目11番5号

③ テルコム株式会社 (子会社)

本				社	神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号
本横	浜	部営	業	兼所	神奈川県横浜市港北区新吉田東八丁目27番20号
大	阪	営	業	所	大阪府大阪市福島区吉野四丁目15番2号
福	岡	営	業	所	福岡県福岡市博多区東那珂一丁目7番22号
狭	Щ	事	業	所	埼玉県狭山市柏原586番3号

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業	区 分	従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
動物医療	関連事業			229	(37) 名	5名増(-名増)
合	計			229	(37) 名	5名増(-名増)

(注)従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
179(15)名	8名増(7名減)	35.1歳	5年7ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借	入	先		借	入	額
株式	会 社 横 浜	銀 1	行		1, 996,	432千円
株式会	社 みず	ま銀行	行		1, 067,	355千円
株式会	社三菱UF	J銀行	行		314,	225千円
株式会社	土商工組合中	中央金月	車		132,	639千円
株式会	社 三 井 住	友 銀 往	行		130,	075千円
株式	会 社 千 葉	銀 1	行		130,	075千円
日本生	命保険相	互 会	社		74,	800千円
横浜	信 用	金	車		65,	037千円
株式会	社きらぼ	し 銀 1	行		65,	037千円

(注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社横浜銀行 1,235,721千円 株式会社みずほ銀行 780,455千円 株式会社三菱UFJ銀行 65,037千円 株式会社商工組合中央金庫 130,075千円 株式会社三井住友銀行 130,075千円 株式会社千葉銀行 130,075千円 横浜信用金庫 65,037千円 株式会社きらぼし銀行 65,037千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況** (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

② 発行済株式の総数

8,000,000株

2,836,200株

③ 株主数

3,491名

④ 大株主

株	主	名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
	ク イ テ ィ ア 事 業 有 限 責		320,000	11.70
	BAS LONDON BRAN SEGREGATION ACC F 理人 香港上海 ト デ ィ 業		197, 100	7. 21
風越	建設株	式 会 社	120, 000	4. 39
小	林	男	104, 800	3. 83
サンリ	ツサービス	株式会社	85, 000	3. 11
白	神	輝	80,000	2. 92
平	尾	博	70, 100	2. 56
	生 命 保 険 材 理人 日本マス 銀 行 株 式		62, 000	2. 27
株式	会 社 S B	I 証 券	53, 282	1. 95
大	津 光	卷	50, 000	1.83

- (注) 1. 持株比率は自己株式(101,116株)を控除して計算しております。
 - 2. 2022年3月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書) において、ピルグリム・パートナーズ・アジア・ピーティーイー・エルティーディ ーが2022年3月4日現在で179,300株(株券等保有割合7,36%)の株式を保有してい る旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式 数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
 - ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付され た新株予約権の状況

			第3回新株予約権		
発 行	決 請	義 日	2014年6月26日		
新株子	約 権	の数	620個		
新株予約 株 式 の		となる と 数	普通株式 62,000株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約]権の払う	込金額	新株予約権と引換えに払い 込みは要しない		
新株予約村出資され		12.4	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 500円)		
権利	行 使	期間	2017年7月1日から 2024年5月31日まで		
行 使	の 多	条 件	(注) 1		
役員の	取締役(監査等委員		新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名		
保有状況	取 締 (監査等		新株予約権の数 35個 目的となる株式数 3,500株 保有者数 1名		

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 口. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ハ. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- 2. 取締役(監査等委員を除く)である社外取締役はおりません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社には	おける地位	Ĭ.	月		9	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取	締 役 社	長	平	尾	秀	博	診療本部長、大阪開設準備室長、 循環器科・呼吸器科、泌尿生殖器 科・消化器科、放射線・画像診断科 各科長 テルコム株式会社代表取締役社長
取	締	役	松	永		悟	脳神経科・整形科、麻酔科・手術部 各科長 株式会社キャミック代表取締役社長
取	締	役	石	ЛП	隆	行	管理部長 株式会社キャミック取締役 テルコム株式会社取締役
	締 委員・常顗	役 h)	有	Ш		弘	株式会社パシフィックネット社外監 査役
	締	役)	Ш	端	節	夫	株式会社KMDコーポレーション代表 取締役
	締 等 委 員	役)	吉	島	彰	宏	ワンダープラネット株式会社社外監 査役 Dr. JOY株式会社社外監査役 株式会社トレタ取締役
取 (監査	締	役)	長:	谷 川	超	手	株式会社パシフィックネット社外監 査役 株式会社ケンネット監査役 株式会社テクノアライアンス監査役

- (注) 1. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査室 との密な連携を図るために、監査等委員の有川弘氏を常勤監査等委員に選定し ております。
 - 2. 取締役(監査等委員) 有川弘、川端節夫及び吉島彰宏の3氏は、社外取締役であります。
 - 3. 取締役(監査等委員)有川弘氏は、2006年10月から株式会社パシフィックネットの監査役に就任し、通算16年にわたり決算手続及び財務諸表等の監査等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役(監査等委員) 有川弘、川端節夫及び吉島彰宏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役でない取締役である有川弘、川端節夫、吉島彰宏及び長谷 川輝夫の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、10万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び訴訟費用等(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

区	分	報酬等の総額	報酬等の種	類別の総額	対象となる
) J	報酬寺の秘領	基本報酬	非金銭報酬等	役員の員数
取		48,583千円	30,600千円	17,983千円	3名
(うち社外		(一千円)	(一千円)	(一千円)	(一名)
取締役(監査	- +	15, 240千円	15,240千円	一千円	4名
(うち社外		(12, 840千円)	(12,840千円)	(一千円)	(3名)
合	計	63,823千円	45,840千円	17,983千円	7名
(うち社外	取締役)	(12,840千円)	(12,840千円)	(一千円)	(3名)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く)の基本報酬の額は、2016年6月23日開催の第11期 定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まな い。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委 員を除く)の員数は、6名です。

また、基本報酬の枠内で、2017年6月27日開催の第12期定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年80,000株以内(監査等委員である取締役は付与対象外)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、3名です。

- 3. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、その内容は「⑤役員報酬 等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。
- 4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第11期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名です。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)と非金銭報酬等により構成しております。

立. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬(金銭報酬)は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在 任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総 合的に勘案して決定しております。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を 与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬は、当社の取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

交付する株式報酬の内容は、①対象取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれるものとしております。

制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため譲渡制限期間は3年から5年とし、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間中に正当な理由または死亡により当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人の地位のいずれからも退任または退職した場合には、本割当株式の払込期日から当該退任までの期間中、継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除します。

本制度により交付する株式の総数は、対象取締役に対して年80,000株以内・年額80百万円以内とし、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、在籍取締役に交付するものとしております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長平尾秀博がその 具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報 酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた非金銭報酬の額としております。 委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価 を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、当該権 限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は決定において監査等委員会の同意を 得なければならないものとしております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合)及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名		兼職する法人等	兼職の内容	兼職先と当社の関係
取締役 (監査等委員)	川端	節夫	株式会社 KMDコーポレーション	代表取締役	当社との間に取引関 係はありません。
取締役 (監査等委員)	吉島	彰宏	株式会社トレタ	取締役	当社との間に取引関 係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼務状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容	兼職先と当社の関係
取締役 (監査等委員)	有川 弘	株式会社 パシフィックネット	社外監査役	当社との間に取引関 係はありません。
取締役	吉島 彰宏	ワンダープラネット 株式会社	社外監査役	当社との間に取引関 係はありません。
(監査等委員)	口面 彰仏	Dr. JOY株式会社	社外監査役	当社との間に取引関 係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 有川 弘	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに監査等委員として出席し、長い監査役経験に基づく財務、会計に関する専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。 また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、財務、会計並びに内部監査について必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 川端 節夫	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに監査等委員として出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の重要なプロジェクトである新病院開院に関する助言や議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 吉島 彰宏	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに監査等委員として出席し、当社の経営全般に対する助言や議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。 また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

1) 名称

EY新日本有限責任監查法人

② 報酬等の額

	報	酬	等	の	額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			29	, 000=	千円	
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭そ の他の財産上の利益の合計額			29	, 000=	千円	

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状 況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検 証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第 399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、 実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等 の額にはこれらの合計額を記載しております。
- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案 の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範 を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「企業行動規範」を定め、周知 徹底を図る。
 - ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備に当たり、内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。
 - ハ. 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務に係る情報については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に 処理し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - ロ.「内部監査規程」を制定し、内部監査室長は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告する。
 - ハ. 「緊急事態対応規程」を制定し、緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を 把握、確認し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止める 体制をとる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能と、その意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。
 - ロ. 中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、経営会議にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
 - ハ. 取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」におい

て、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社において、当社の経営方針に従った適正な業務運営が行われるよう、子会社の役員に、当社取締役又は当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社への指導・支援を実施する。
 - ロ. 子会社の取締役は、当該子会社の経営に当たって法令及び定款を遵守するとと もに、損失危機管理体制、効率的な業務執行体制を確立させる。また、子会社 の取締役等を定期的に当社の会議に参加させ、重要事項に関して当社へ適切に 報告を行わせる。
 - ハ. 子会社の役員及び使用人は企業集団に影響を及ぼす事態が発生した場合、又は その懸念がある場合は、当社監査等委員会に報告を行うものとし、当社及び当 該子会社は監査等委員会に報告したことを理由として報告者を不利益に扱わな い。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役から の独立性に関する事項
 - イ. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会補助者として適切な者を任命し、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
 - ロ. 監査等委員会補助者の独立性を担保するため、その任命・異動・評価・懲戒に ついては、監査等委員会の意見を尊重し、決定する。
- ⑦ 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、当社に著しい損害を 及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、監査等委員会に直ち に報告するものとする。
 - ロ. 監査等委員である取締役は取締役会及び、経営会議等重要な会議の審議事項及 び業務執行状況等の報告を受ける。
 - ハ. 監査等委員である取締役は主要な稟議書その他社内の重要書類を閲覧し、必要 に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)又は使用人にその説明を求 めることができる。
 - 二. 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催するほか、他の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人からその職務執行等に関する報告・説明を受けることができる。
 - ホ. 当社は、監査等委員会に報告したことを理由に報告者を不利益に取り扱わない。

⑧ 監査費用の前払い及び償還に関する方針

監査等委員会がその職務の執行について当社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払い及び弁済を行う。

- イ. 費用の前払の請求
- ロ. 支出した費用及び支出の目以後におけるその利息の償還の請求
- ハ. 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役は、取締役及び使用人に対する監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
 - ロ. 監査等委員会が必要と認めたときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項に ついて、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査等委員会 は各部署に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
 - ハ. 監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。
- 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針 に基づき以下の具体的な取組みを行いました。

- ① 取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われることに対する取組みの状況
 - イ. 取締役会を17回開催しました。取締役(監査等委員である取締役を除く)の取締役会への出席率は100%でした。
 - ロ. 経営会議を毎週開催し、取締役会における機動的な意思決定を行うための事前 審議を実施しました。
 - ハ. 当社の取締役がグループ会社の取締役に就任し、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しました。
- ② コンプライアンスに関する取組みの状況
 - イ. 経営会議においてコンプライアンスに係る課題の洗い出しを行い、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、継続的に改善しました。
 - ロ. コンプライアンス意識を高めるため以下をテーマとする社内研修を実施しました。
 - コンプライアンスとは何か
 - 内部統制の重要性
 - ・パワーハラスメントの防止
 - ハ. 「内部通報規程」の定めに従い、社内外に通報の相談窓口を設置しております。

- ③ リスク管理に関する取組みの状況
 - イ. 「リスク管理規程」の定めに従い、当社グループが被る損失又は不利益を最小限とするために経営会議にて各種リスクの洗い出しを行い、取締役会に報告を行いました。
 - ロ. 安全衛生委員会を毎月開催し、職場の安全管理と従業員の健康維持に必要な対策を検討し、実施しました。
- ④ 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況
 - イ. 監査等委員会を12回開催しました。監査等委員である取締役の出席率は96%で した。
 - ロ. 常勤の監査等委員である取締役は取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に 出席し、また稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図り ました。
 - ハ. コンプライアンスや内部統制の整備状況については、内部統制部門と定期的に 監査結果の共有を行い、監査の実効性を確保しました。
 - 二. 監査等委員である取締役は、代表取締役及び会計監査人と、監査に必要な意見 交換会を実施しました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。創業以来、当社グループの事業は拡大を続けており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当し、より一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考え、2023年3月期まで無配当としてまいりました。なお、2020年3月期及び2022年3月期に、株主に対する利益還元と、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、自己株式の取得を実施いたしました。

今後の利益還元につきましては、事業拡大のための投資と資本効率向上の最適なバランスを考慮し、配当性向10~20%を基本方針とし、2024年3月期より配当を実施いたします。また、自己株式の取得につきましても、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、1株当たりの株主価値とROEの向上を目的として機動的に実施してまいります。

2024年3月期の剰余金の配当予想につきましては、上記利益還元の基本方針に基づき、1株当たり20円といたしますが、2024年3月期の業績が確定したタイミングで、利益水準に従って配当額を算出し、株主還元を実施してまいります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2, 396, 722	流動負債	1, 269, 845
現金及び預金	1, 916, 039	買 掛 金	83, 316
売掛金及び契約資産	263, 369	1年内返済予定の長期借入金	582, 517
商品	95, 691	未払法人税等	149, 073
原材料及び貯蔵品	31, 157	賞与引当金	87, 386
そ の 他	100, 080	そ の 他	367, 551
貸倒引当金	△9, 616	固定負債	3, 603, 013
固定資産	6, 182, 174	長期借入金	3, 393, 164
有形固定資産	5, 333, 288	退職給付に係る負債	34, 100
建物及び構築物	2, 217, 472	繰延税金負債	118, 013
車 両 運 搬 具	8, 211	資産除去債務	40, 944
工具、器具及び備品	859, 266	その他	16, 790
土 地	2, 248, 337	負 債 合 計	4, 872, 858
無形固定資産	608, 236	(純資産の部)	
のれん	183, 328	株主資本	3, 706, 038
商標権	391, 917	資 本 金	791, 100
そ の 他	32, 990	資 本 剰 余 金	711, 137
投資その他の資産	240, 649	利 益 剰 余 金	2, 375, 457
繰延税金資産	49, 881	自己株式	△171, 656
そ の 他	190, 768	純 資 産 合 計	3, 706, 038
資 産 合 計	8, 578, 896	負債・純資産合計	8, 578, 896

連結損益計算書

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

	科				目		金	額
売		上		高				3, 872, 994
売		上	原	価				2, 430, 053
	売	上	総	1	制	益		1, 442, 941
販	売 費	及び一	般管理	理 費				862, 392
	営	当	Ę	利		益		580, 548
営	業	外	収	益				
	受	耳	Ż	家		賃	23, 361	
	償	却值	責 権	取	<u> </u>	益	4, 344	
	物	品	売	∄	却	益	5, 518	
	そ		0)			他	6, 585	39, 809
営	業	外	費	用				
	支	扎	4	利		息	17, 592	
	株	式	交	f	寸	費	39, 650	
	資	金	調	達	費	用	4, 246	
	古	定	産	除	却	損	22, 049	
	そ		Ø			他	2, 733	86, 272
	経	Ŕ	Ŕ	利		益		534, 085
特		別	利	益				
	古	定	産	売	却	益	128	128
特		別	損	失				
	固	定	産	売	却	損	281	281
	税 釒	金 等 調	整 前	当 期	純 利	益		533, 932
	法人	、税、	住民税	込及び	事業	税	215, 611	
	法	人	第	調	整	額	△62, 343	153, 268
	当	期	純	1	制	益		380, 664
	親会	社株主	に帰属す	する当	期純利	益		380, 664

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

					()	11/2 • 1 1 1 1 /
株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	純資産合計
2022年4月1日 残高	385, 500	315, 717	1, 994, 792	△186, 086	2, 509, 923	2, 509, 923
連結会計年度中の 変動額						
新株の発行	405, 600	405, 600			811, 200	811, 200
親会社株主に帰属 する当期純利益			380, 664		380, 664	380, 664
自己株式の処分		△10, 179		14, 429	4, 250	4, 250
連結会計年度中の 変動額合計	405, 600	395, 420	380, 664	14, 429	1, 196, 114	1, 196, 114
2023年3月31日 残高	791, 100	711, 137	2, 375, 457	△171,656	3, 706, 038	3, 706, 038

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 株式会社キャミック テルコム株式会社
 - ② 主要な非連結子会社の名称等 非連結子会社はありません。
 - (2) 持分法の適用に関する事項 持分法適用会社はありません。
 - (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
 - (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 棚卸資産

商品、原材料・・・総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物・・・6年~39年

車両運搬具・・・2年~6年

工具、器具及び備品・・・2年~20年

口. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間 (5年) に基づいております。また、商標権については、効果 の発現する期間を合理的に見積り、当該期間 (10年) に基づいてお ります。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一 般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別に回収可能性を検 討し、回収不能見込額を計上しております。

口. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、動物医療関連事業の単一セグメントでありますが、当社グループ事業から生じる主な収益を以下のとおり認識しております。

イ. 二次診療サービス

診療行為という一連の履行義務であるため、一定 期間で収益を認識することとなりますが、診療行 為が完了した部分については患者にとっての価値 に直接対応し、当該対価の額を受け取る権利を有 すると考えられるため、その日のすべての診療行 為が患者へなされた時点で、当該履行義務が充足 されたと判断し診療当日に収益を認識しておりま す。

ロ. 画像診断サービス

画像診断の提供という履行義務であるため、画像診断の提供が完了した部分については患者にとっての価値に直接対応し、当該対価の額を受け取る権利を有すると考えられるため、その日のすべての画像診断の提供が患者へなされた時点で、当該履行義務が充足されたと判断し当日に収益を認識しております。

ハ.健康機器レンタル・販売サービス

健康機器レンタルサービス

顧客との契約に基づいて健康機器のレンタルサービスを提供する履行義務であるため、サービス提供期間を通じて履行義務を充足する取引であることから、当該期間に応じて収益を認識しております。

・健康機器販売サービス

顧客との契約に基づいて健康機器を引き渡す履行義務であるため、健康機器を顧客に引き渡した時点で商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間 (10年) にわたり、均等償却しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

譲渡制限付株式報酬制度

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入しております。これに係る会計処理については、経済産業省が公表した『「攻めの経営」を促す役員報酬ー企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引ー』のうち「役員等に現物出資型により事前発行型の「特定譲渡制限付株式」を交付した場合の会計処理」に従っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めておりました「償却債権取立益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「償却債権取立益」は30千円であります。

前連結会計年度まで独立掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1)のれん及び商標権の評価
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 - 千円、のれん 183,328千円、商標権 391,917千円

(当連結会計年度において減損損失は計上していませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しています。)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

M&Aによって子会社を取得した際に発生したものです。

当社グループは、のれん及び商標権が帰属する事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。のれん及び商標権について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別の将来計画に基づいて、のれん及び商標権を含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

のれん及び商標権の評価における重要な見積りは、連結子会社の取締役会等が 承認した事業計画に基づく将来キャッシュ・フローであり、売上高及び営業利益 の将来予測に基づいております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産

建物及び構築物	2,004,759千円
土地	2,074,322千円
	4,079,081千円

上記資産のうち、土地及び建物の一部については、根抵当権(極度額4,332,750千

円)を設定しております。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	512,821千円
長期借入金	3,177,164千円
	3,689,985千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

(3) コミットメントライン契約

当社は、資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行とコミットメントライン契約 (シンジケート方式)を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

2,723,217千円

貸付極度額	1,700,000千円
借入実行残高	1,450,100千円
差引額	249,900千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	2, 436, 200	400, 000	_	2, 836, 200
合計	2, 436, 200	400, 000	<u> </u>	2, 836, 200
自己株式				
普通株式(注)2.	109, 616	_	8, 500	101, 116
合計	109, 616	_	8, 500	101, 116

- (注) 1. 普通株式の数の増加は、第三者割当増資400,000株によるものであります。
 - 2. 自己株式の数の減少は、新株予約権行使による自己株式の処分8,500株によるものであります。
- (2) 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

62,000株

6.金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金は、主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。また、借入金は流動性リスクに晒されていますが、適切に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。 売掛金に係る顧客の信用リスクは、極力現金取引あるいは信用力のあるクレジッ

ト会社経由の取引とすることにより、リスクの低減を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合 理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を 織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動す ることがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金及び契約資産については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

		連結貸借対照表計上額	時	価	差	額	
(1) 長期借入金(*)		3, 975, 681	3, 975, 681 3, 972, 021			△3,660	
負	債	計	3, 975, 681		3, 972, 021		△3, 660

- (*)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(出) 1. 显然保证, 是相以异自民,民运 1 元 版						
	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)		
現金及び預金	1, 916, 039	_	_	_		
売掛金及び契約 資産	263, 369	_	_	_		
合計	2, 179, 409	_	_	_		

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年超 2年以内 3年以内 (千円) (千円)		3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	582, 517	585, 799	526, 471	497, 337	332, 381	1, 451, 174
合計	582, 517	585, 799	526, 471	497, 337	332, 381	1, 451, 174

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場におい

て形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する

相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプ

ット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)					
四方	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
長期借入金	_	3, 972, 021	_	3, 972, 021		
負債計	_	3, 972, 021	_	3, 972, 021		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び国債の利回り 等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に、割引現在価値法により算 定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 企業結合に関する注記

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2022年3月18日に行われたテルコム株式会社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、前連結会計年度の連結計算書類において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額489,732千円は、会計処理の確定により286,033千円減少し、203,698千円となっております。また、前連結会計年度末の商標権は435,381千円、繰延税金負債は140,687千円それぞれ増加しております。

8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)				
	売上高(千円)	構成比(%)			
二次診療サービス	2, 594, 751	67.0			
画像診断サービス	472, 800	12. 2			
健康機器・レンタル販売サービス	774, 978	20.0			
その他	30, 463	0.8			
顧客との契約から生じる利益	3, 872, 994	100.0			
外部顧客への売上高	3, 872, 994	100.0			

⁽注) グループ間の取引については相殺消去しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

(2) 1株当たり当期純利益

1,354円99銭 156円33銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1, 693, 829	流動負債	1, 000, 561
現金及び預金	1, 394, 594	買 掛 金	40, 450
売掛金及び契約資産	157, 227	1年内返済予定の長期借入金	546, 421
商品	50, 518	未 払 金	257, 823
貯 蔵 品	12, 164	未 払 費 用	27, 686
前 払 費 用	21, 243	未払法人税等	58, 614
未収消費税等	61, 294	預り金	7, 215
そ の 他	4, 190	賞与引当金	56, 214
貸倒引当金	△7, 405	そ の 他	6, 134
固定資産	5, 733, 008	固定負債	3, 252, 464
有 形 固 定 資 産	4, 599, 738	長期借入金	3, 218, 364
建物	1, 930, 336	退職給付引当金	34, 100
構築物	74, 422	負 債 合 計	4, 253, 025
車両運搬具	1, 954	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	364, 757	株 主 資 本 	3, 173, 811
土地	2, 228, 267	資 本 金	791, 100
無形固定資産	14, 898	資本剰余金	711, 137
ソフトウェア	2, 739	資本準備金	691, 100
その他	12, 159	その他資本剰余金	20, 036
投資その他の資産	1, 118, 370	利益剰余金	1, 843, 230
		その他利益剰余金	1, 843, 230
関係会社株式	921, 543	固定資産圧縮積立金	6, 823
長期前払費用	26, 687	繰越利益剰余金	1, 836, 407
繰延税金資産	49, 881	自己株式	△171, 656
そ の 他	120, 258	純 資 産 合 計	3, 173, 811
資 産 合 計	7, 426, 837	負債・純資産合計	7, 426, 837

損益計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

	科				目		金	額
売		上		高				2, 625, 215
売	上	J.	亰	価				1, 597, 742
	売	上	総	7	利	益		1, 027, 472
販	売 費 及	び 一 角	殳管 理	里 費				625, 042
	営	業		利		益		402, 430
営	業	外	収	益				
	受	取		家		賃	14, 290	
	そ		0)			他	5, 235	19, 526
営	業	外	費	用				
	支	払		利		息	16, 033	
	資	金 訓	周 〕	幸	費	用	4, 246	
	固	官 資	産	除	却	損	43	
	株	式	交	1	付	費	39, 650	
	そ		0)			他	2, 679	62, 653
	経	常		利		益		359, 303
	税引	前	当 期	利	利	益		359, 303
	法人	锐、 住	民 税	及て	が事業	税	106, 022	
	法	人 税	等	調	整	額	△14, 660	91, 361
	当	期	純	7	利	益		267, 941

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本									
		資本剰余金		利益剰余金					純資産	
	資本金	資本準	その他	資本剰	その他利益	剰余金	利益剰	自己株式	株主資 本合計	合計
		備金	資本剰 余金	余金合計	固定資産 圧縮積立 金	繰越利 益剰余 金	余金合計			
2022年 4 月 1日残高	385, 500	285, 500	30, 216	315, 717	7, 419	1, 567, 869	1, 575, 288	△186, 086	2, 090, 419	2, 090, 419
事業年度中 の変動額			·							
新株の発行	405, 600	405, 600		405, 600					811, 200	811, 200
固定資産圧 縮積立金の 取崩					△595	595	-		-	-
当期純利益						267, 941	267, 941		267, 941	267, 941
自己株式の 処分			△10, 179	△10, 179				14, 429	4, 250	4, 250
事業年度中 の変動額合 計	405, 600	405, 600	△10, 179	395, 420	△595	268, 537	267, 941	14, 429	1, 083, 391	1, 083, 391
2023年 3 月 31日残高	791, 100	691, 100	20, 036	711, 137	6, 823	1, 836, 407	1, 843, 230	△171,656	3, 173, 811	3, 173, 811

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式 総平均法による原価法
 - ② 棚卸資産

商 品・・・総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……6年~39年

構築物……10年~30年

車両運搬具……5年

工具、器具及び備品……3年~20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間 (5年) に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当 事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び 退職費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支 給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用 しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、動物医療関連事業の単一セグメントでありますが、当社事業から生じる主な収益を以下のとおり認識しております。

二次診療サービス

診療行為という一連の履行義務であるため、一定期間で収益を認識することとなりますが、診療行為が完了した部分については患者にとっての価値に直接対応し、当該対価の額を受け取る権利を有すると考えられるため、その日のすべての診療行為が患者へなされた時点で、当該履行義務が充足されたと判断し診療当日に収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

譲渡制限付株式報酬制度

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入しております。これに係る会計処理については、経済産業省が公表した『「攻めの経営」を促す役員報酬一企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引ー』のうち「役員等に現物出資型により事前発行型の「特定譲渡制限付株式」を交付した場合の会計処理」に従っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 関係会社株式の評価
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式評価損 一千円、関係会社株式 921,543千円

(なお、当該計上額の内訳として、以下の関係会社株式に関し、当事業年度において関係会社株式評価損は計上していませんが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しています。)

関係会社株式 テルコム株式会社 921,203千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該関係会社株式の評価に当たっては、実質価額が著しく低下したときに減損処理を行いますが、回復可能性が十分と見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、関係会社ごとに入手することができる直近の実績データを収集し、関係会社の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

関係会社株式の評価における重要な見積りは、各銘柄の取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産

建物1,930,336千円構築物74,422千円土地2,074,322千円計4,079,081千円

上記資産のうち、土地及び建物の一部については、根抵当権(極度額4,332,750千円)

円)を設定しております。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金512,821千円長期借入金3,177,164千円計3,389,985千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,311,437千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 株式会社キャミック 210,896千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く) 短期金銭債権 1,199千円

短期金銭債務

165壬円

(5) コミットメントライン契約

連結注記表の「6.連結貸借対照表に関する注記(3)コミットメントライン契約」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引の取引高

18,021千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	109, 616	_	8, 500	101, 116
合計	109, 616	_	8, 500	101, 116

⁽注) 自己株式の数の減少は、新株予約権行使による自己株式の処分8,500株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,173千円
未払事業所税	1,373千円
貸倒引当金	2,244千円
賞与引当金	17,038千円
未払費用	2,660千円
退職給付引当金	10,335千円
前払費用	9,993千円
その他	3,029千円
繰延税金資産小計	52,848千円
評価性引当額	-千円
繰延税金資産合計	52,848千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△2,967千円
繰延税金負債合計	△2,967千円
繰延税金資産の純額	49,881千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

定実効税率	30. 31%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.22%
住民税均等割	1.17%
評価性引当額の増減	△1.20%
特別税額控除(賃上げ促進税制)	△5. 12%
その他	0.04%
税効果会計後の法人税等の負担率	25. 43%

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

租	類 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子	会 社	株式会社キャミック	所有 直接 100.0%	読影業務委託 債務保証 役員の兼任	債務保証 (注)	210, 896	I	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社キャミックの金融機関からの借入金に対して債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,160円40銭

(2) 1株当たり当期純利益

110円03銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社日本動物高度医療センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

京 事 務 所

> 指定有限責任社員 公認会計士 田中 友 康 業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 稔 太田 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本動物高度医療セン ターの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、 すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に ついて監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠して、株式会社日本動物高度医療センター及び連結子会社からなる企業集 団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に 表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の 責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、 会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記 載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報 告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておら ず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過 程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との 間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の 記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した 場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見着りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の 表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督 及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社日本動物高度医療センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田中 友康 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 太 田 稔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本動物高度医療センターの2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又 は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書に おいて独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正 又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意 思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じ適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規

定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び 阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告 を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社日本動物高度医療センター 監査等委員会 監査等委員 有川 弘 印 監査等委員 川端 節 夫 印

監査等委員 吉島 彰宏 ⑩

監査等委員 長谷川 輝夫 ⑩ (注)監査等委員有川弘、川端節夫及び吉島彰宏は、会社法第2条第15号及び第331

(注)監査等委員有川弘、川端節夫及び吉島彰宏は、会社法第2条第15号及び第33 条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である者を除く。) 3名選任の件

取締役(監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。)全員(3 名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者に ついて適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴重要	、地位、担当及びな 兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	ひら ま ひで ひろ 平 尾 秀 博 (1969年6月1日生)	2007年4月 2014年1月 2014年1月 2014年11月	院入社 東京農工大学技術職員 当社入社、循環器科・呼吸器 科、泌尿生殖器科・消化器科、 放射線・画像診断科各科長(以 上現任)、大阪開設準備室長、 医療事務部長を歴任 当社診療本部長(現任)	70, 100株
2	**・ なが さとる 松 永 悟 (1965年4月1日生)	2007年8月 2013年4月 2014年1月 2014年4月	東京大学農学部附属家畜病院 (現東京大学大学院農学生命科 学研究科附属動物医療センタ 一)助手 当社入社、脳神経科・整形科、 麻酔科・手術部各科長を歴任 (現任) 当社川崎本院院長 当社取締役(現任) 株式会社キャミック取締役 株式会社キャミック代表取締役 社長(現任)	26, 000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 重 要	· . = /= · ·// ./	所有する当社 株 式 の 数
3	いし かけ たか 吟 石 川 隆 行 (1964年7月29日生)	2005年9月 2008年9月 2011年5月 2012年5月 2012年11月 2014年1月 2014年7月	株式会社東海銀行(現株式会社 三菱UFJ銀行)入行 リマーク株式会社取締役副社長 安田企業投資株式会社入社 当社社外取締役 当社社外取締役退任 当社社管理部長(現任) 当社管理本部長 テルコム株式会社取締役(現 任) 株式会社キャミック取締役(現 任)	30, 200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び訴訟費用等(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。また、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役有川弘氏は、本総会の終結の時をもって辞任されます。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名		、地位、担当及び	所有する当社
(生年月日)		な 兼 職 の 状 況	株 式 の 数
運 加 都 子 (1978年7月5日生)	2014年9月	新日本有限責任監査法人(現EY 新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 キャピタル・インターナショナ ル株式会社入社 株式会社ウエディング・パーク 常勤監査役	一株

- (注) 1. 坪川郁子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 坪川郁子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 坪川郁子氏は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験と企業会計及び監査に関する高い見識・専門性を有しております。これまで培ってきた知識と経験を活かして、客観的な視点から当社を監査していただく役割を期待し、新たに社外取締役候補者としたものであります。なお、坪川郁子氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しております。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び訴訟費用等(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額当社が負担しております。

本議案が原案どおり承認可決され、坪川郁子氏が取締役に就任した場合には、 D&O保険の被保険者となる予定であります。また、D&O保険の契約期間は 1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新 する予定であります。

5. 本議案が原案どおり承認可決され、坪川郁子氏が取締役に就任した場合には、 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定 し、同取引所に届け出る予定であります。

- 6. 本議案が原案どおり承認可決され、坪川郁子氏が取締役に就任した場合には、 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約 を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、10万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。
- 7. 坪川郁子氏は、婚姻により古賀姓となりましたが、公認会計士等の業務を旧姓 の坪川で行っております。

以 上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

- ■会 場 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号 かながわサイエンスパーク 西棟3階 KSPホール 電話 044-819-2222
- ■交 通 東急田園都市線・大井町線 溝の口駅より徒歩約15分 JR南武線 武蔵溝ノ口駅より徒歩約15分
- ■溝の口駅、武蔵溝ノ口駅より無料のシャトルバスもご利用いただけます (所要時間5分)。
 - ・北口のバスターミナル(地上)⑨番乗車口より乗車。
 - ・出発時間 10:00 10:10 10:20
 - ・ ⑨番乗車口付近に当社の案内がおりますので、ご不明な 点がございましたらお尋ねください。

